

令和 3 年 8 月 5 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 2 回 臨 時 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第20号	専決処分事項の報告について	1
--------	---------------	-------	---

報告第 2 0 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 1 3 , 7 6 1 円

- 2 専決処分年月日 令和 3 年 7 月 5 日

(参考事項)

令和3年5月21日市道阿品高通線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。